

広島県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設
の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）第四十条の規定に基づき、知事が定
める給付金を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施
設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例第四十条の規定に基づき、知事が定める給付金は、障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営
に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚
生労働省告示第三百七十八号）に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の
二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金とする。